

第十三回国会 人事委員会 議 録 第五号

昭和二十七年三月三日(月曜日)

午前十一時十八分開議

出席委員

委員長 田中 不敏三君

理事 藤枝 泉介君 理事 洲上房太郎君

理事 平川 篤雄君

伊藤 郷一君

塩田實四郎君

本間 俊一君

大野 伴隆君

今井 耕君

出席政府委員

内閣官房副長官

總理府事務官

(大官房事務官)

室長事務代理

(總理府技官)

業務部長

人事院事務官

官(事務局長)

給与局長

大蔵事務官

(主計局長)

大蔵事務官(主計局長)

労働基準監督官

(労働基準局長)

委員外の出席者

労働基準監督官

官(労働基準局長)

日本国有鉄道参事

(職員局長)

日本国有鉄道参事

(職員局長)

道参事(職員局長)

局給与課長

専門員

安倍 三郎君

補欠として木村榮君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員木村榮君辞任につき、その補欠として井之口政雄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四一四号)

○田中委員長 これより人事委員会を開会いたします。

ただいまより一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、内閣提出第四一四号を議題として質疑を継続いたします。平川篤雄君。

○平川委員 前回の委員会が地域給の問題に関連して、国鉄関係の地域給の問題について、少し大蔵当局から御意見を聞いたのでありますが、私きようもそれに引続いて、ちようど国鉄関係から労働局長官も見えなくなつておりますので、問題を明らかにして、この解決をいたしたいと思ひます。いろいろ政治的にむづかしい問題があるようでありませんが、私もしろうとであつて、この国鉄の給与予算のことについてよくわかりませんので、最初にひとつ今回の国鉄の給与予算がでる上まで、どういふふうな経路をとつて積み上げておいていただけたのか、その事情をまづ聞かせていただきたいと思います。

○吾孫子説明員 それでは私からただいまの御質問のありました点について、考え方の大体のアウト・ラインを申し上げたいと思ひます。国鉄職員の給与の關係は、公共企業体労働関係法の建前から、その決定は国鉄当局と労働組合との団体交渉によつて、結論を出すようなことになつてゐるわけでございます。それで二十七年の給与の体系につきましても、二十六年度において国鉄、労働組合との間において交渉の行われた結果、国鉄中央調停委員会から提示されました一万八千二百四十四円というベースで、これをどういふふうな地域給なりに分配するかというふうなことにつきまして、労働組合との間で交渉を行ひまして、その結果それぞれの基準を定めまして、この一万八千二百四十四円という水準一ぱいに二十七年度の予算は組んであるというふうなかつこになつております。

○平川委員 この国鉄の団体協約という問題であります。この許された給与体系をどうの程度逸脱するといひますか、あるいは離れて考えることができるか、その辺の自由の限度、これをちよつとお聞きしたい。

○吾孫子説明員 国有鉄道職員の給与という点につきましては、日本国有鉄道法の方で生計費、国家公務員の給与、それから民間事業の給与というふうなものを参酌して、決定せられるべきであるという趣旨のことが書いてございまして、国家公務員の給与についてどの程度拘束されなければならないかという限度というふうなことは、別

段はつきりはいしておりません。しかしながら大体国鉄職員の給与ベースというものは、国家公務員の給与ベースとそれほど違つてゐるものではないと思ひます。やはり大体同じようなきめ方に自然なるわけでございますが、国鉄職員にはまた国鉄職員の特殊の事情というものがございまして、どの辺まで国家公務員に近づけるかという点につきましては、当局と組合がその都度団体交渉を行ひまして、きめてゐるというふうな実情でございます。

○平川委員 重ねてお伺ひしますが、大蔵省の査定は、その場合にはどの程度強く実際として響いてゐるのですか。

○吾孫子説明員 ただいま一万八千二百四十四円というベースの分配の仕方をするかということについては、組合と協議をするというのを申し上げましたが、大蔵省からは別にその一万八千二百四十四円というベースのうちどれだけの額を本俸に割当て、どれだけの額を家族手当にまわし、どれだけの額を地域給にまわすかというふうな、こまかい点までは制限はされておらず、結局一万八千二百四十四円というベースがきまりますと、そのベースに対して予算上認められた定員に相当するだけの給与の総額を、大蔵省から押えられと申しまゐるか、そういう形になつてゐるわけでありまして、中身の分配につきましては、別段に拘束を受けてはおりません。

○平川委員 大蔵省当局にお伺ひしたいのですが、今吾孫子職員局長のお話のように総額を押えていると言われる、現在勤めておられます職員数に依じたものというのでありますが、その総額の決定にはどういふ数字をお持ちになつて押えられてゐるか、これをお聞きしたい。

○東條政府委員 お答え申し上げます。国鉄の給与の算定の基礎、あるいは政府と国鉄との給与に關する話合ひの筋道につきましては、ただいま職員局長からお答えを申し上げました通りであります。二十七年の国有鉄道予算につきましては、今参議院で御審議を願つておりました、昭和二十七年政府関係機関予算という中に、国鉄の給与がもちろん計上されてゐるのでありますが、給与の問題については特に法律の命するところに従ひまして、予算の総則に日本国有鉄道の第四十四條の規定によりまして、この日本国有鉄道の役員に対する給与の総額は七百八十四億四千万円、端数ははしよつと申し上げてありますが、七百八十四億四千万円ということで、予算案の形で御審議をお願いしてゐるわけでありまして、どういふことでこの予算が積算せられたのかという点でございますが、今吾孫子局長から御答弁がございまして、たゞ、国鉄の給与につきましては、一万八千二百四十四円という調停の金額を基礎にいたしました、これに若干の昇給がございまして、その昇給を繰り込む。そうして一面昭和二十七年における日本国有鉄道の業務量から、ど

三月三日

委員井之口政雄君辞任につき、その

の程度の定員が必要であらうかという
ことを、日本国有鉄道と大蔵省との間
で相談をいたしまして、この程度の定
員は必要であらうということに意見の
一致を見ますと、その人員を今の準備
に乗じまして、右に申し上げました七
百八億円という給与総額の金額が出
る。それを御審議願う、こういう筋道
に相なつておるわけでありませう。

○平川委員 ただいまの御答へによつ
て、大体概略はわかつたのであります
が、そこで人事院の今回の地域給の新
指定であります、これは新たな事態
であると私は考えるのであります、
その点については大蔵省当局ではど
ういうふうにお考えですか。

○東條政府委員 この人事院の地域給
の指定につきましては、日本国有鉄道
の給与総額の関係の問題であります、
御承知のように国鉄の給与体系の中
で、勤務地手当の制度につきましては、
一般公務員と同じ給与体系、勤務地手
当の体系はとつておらないことは御承
知の通りであります。それから一面今
局長からも御答弁ありましたように、
種々の給与の体系は、国鉄の総裁が、
その内容につきましては御決定に相な
るといふことで、人事院の地域給に関
する勧告が出、これが一般職の公務員
につきまして、政府としてその趣旨
にのっとり改定をいたすことであ
る。お願いいたしたのであります、
それが日本国有鉄道の職員について法
規的に適用があるかということに相な
つて参りますと、そういう次第ではな
いのであります。ただ時期的あるいは
予算の積算の基礎におきまして、この
予算の中に今回の人事院の地域給の勧
告の要素を織り込んでやるといふ点に

つきましては、ただいまお話の通りに
大蔵省といたしましては、地域給の勧
告の趣旨を、給与の総額の計算の中に
は、ただちに織り込んでないという
ことをお答え申し上げます。

○平川委員 問題が簡単になつたよう
な気がいたしますが、このたびの予算
の中に織り込んでないということに
なれば、国鉄当局からそれを織り込
んで要求になれば、わくを広げられる気
持はあるというふうに了解してよろし
いのですか。

○東條政府委員 御説のように、給与
総額をきめるときは、単価の問題は、
先ほど申し上げました通りであります
が、定員の問題、それから単価と申し
ましたも、平均給与は今申し上げまし
たように一万八千二百四十四円の調停案を
基礎にいたしましたものに諸給を織り
込んだものが単価になります、現実
に支給いたしますときは、比較的年
齢の高いあるいは経験年数の多い方、
これらの方の給与の単価金額が多いこ
とは、これはあたりまえなことであり
ます。そこで今実は地域給の勧告が出
ましたので、国鉄側といふ、御
相談をいたしておるのであります、
御承知のように日本国有鉄道につきま
しても、今回相当数の退職が行われま
す。人員におきまして、当初予定い
たしておりましたものよりは、相当大
勢の方が、八割の退職手当のつくとい
う年度内におやめになりたい、その年
齢構成を見てみますと、比較的高齢な
方がこの際勇退をされる、しかもその
人数が相当多数に上るようになり、
おるのであります。そこで昭和二十七
年度になりまして、一体三月末までに
退職をせられる方々の実績はどうだろ

うか。私どもの見方は、今申し上げま
す通り予算に当初考えておりましたも
のよりは相当多数の方が、しかも比較
的高齢なあるいは勤続年数の多い方が
退職されるようなことになり、
もしそうなりますと、昭和二十七年
の予算の当初、おそろしくいう経験
年数の方、あるいはこの程度の人数の
方が勤務せられるであらうと考えてお
りました前提よりは、多少狂つて参り
ました。そこで何と申しますか、予算
としては給与総額でお願いをして
おるわけでありませう、実際の支給の
ときには若干の余裕が出て来はしないか。
これは三月末までの結果を見てみない
ければわからないが、大蔵省の見通し
は多少余裕が出さうであります、今
回の地域給の勧告をそのままに実施
いたしますとすれば、今お話のように
お話を広げる、広げないという問題が
出て来るわけでありませう、
御承知のとおり、それらの関係をよく
勘案をいたしまして、今後研究問題と
して、この地域給をいかに国鉄の方で
実施せられて行くか、よく検討してみ
たいと思ひます。私どももいたしまし
ては、地域給の勧告が出たから、すぐ
機械的にその金額のわくを拡張しなけ
ればならないという結果には、必ずし
も相なるまいというふうに、今日のこ
ころ考えております。

○平川委員 ただいまの御答弁の中
に、二つ種類の違つたことがあると思
ひます。一つは国鉄の方で人件費の余
裕が出るから、それからおやり
になる方はさしつかえないというふう
なお考え、もう一つは、地域給の給与
体系が全然別個であるから、その点に
ついては関知しないというふうな御言

葉があつたようでありませう、これは
大蔵省当局の見解としては、どちらが
おもんばかるべきか。

○東條政府委員 関知しないと申し上
げたつもりはありませう、給与体系
が、地域給の体系が違つたから、一般
公務員の地域給の制度がかわつたから
いつて、すぐに機械的に国鉄の場合に
も、それが適用せられるという結果に
は相なるまいという趣旨のことを申し
上げたつもりであります。しかしなが
ら地域給の改訂がござりますれば、そ
ういふ要素はもちろん考慮いたさなけ
ばなりません。そこでその場合は、今
申し上げましたように、給与予算の総
額において、今後の実行上多少余裕の
点が出て来ないか、二つの事柄を申し
上げたわけでありませう、さういふ御
了承を願ひます。

○平川委員 国家公務員の地域給の問
題については、この前のときに岸本課
長から、もし足りなくなれば流用等を
やりたいというふうな御答へがあつた
のであります。今回の予算案には七百
八億円という総額が審議せられてお
るのですけれども、将来御研究になつ
て、国鉄の総額の中ではどういふ
かなうことができないかという結果が出
た場合には、大蔵省としてはどういふ
ふうにお考えになるのであります。さ
ういふ御答へを願ひます。

○東條政府委員 前回給与課長から、
給与の金額で足りなくなれば、何とか
流用等の措置を講じてみたいといふこ
とをお答え申し上げたと思ひます、
私が、私どももいたしましては、今
回の地域給の勧告に伴います人件費の
金額は、できるだけ給与の予算の中
でまかなつて行くことを考えて行きた
い。どうやつてまかなえるか、こうい
うお話になつて参ると思ひますが、こ
れは今申し上げましたように、結局退
職人員の見方の問題であります。一般
会計の予算におきましては、御承知の
通り、行政機関の簡素化に伴います定
員法に基づきまして、相当数の人員の減
少を予算上織り込んでおるのでありま
すが、ごく大ざっぱに申し上げまして、
私どもは、その半数は年度内三月末ま
でにやめていただくか、あるいは自然
退職せられる者、残る半数は四月以降
に相なるであらう、こういう実は予算上
一応の前提をおいておつたのでありま
す。ところが実際、ただいままでの実
績をいろいろながめてみますと、各省
各庁の人員の減少といふことが、ある
いは退職せられる方々は、どうせやめ
るならやはり三月までにやめたいとい
う退職希望の方が実は多いようであ
ります。従ひまして、その結果は、昭和
二十七年の予算に及ぼす影響は――
実は四月以降やめられる方々の給与予
算額は二箇月分くらい計上いたしてあ
ります、それらが相当数は不要にな
つて、浮いて参りはしないかというこ
とで、今回の地域給の勧告に伴います
ところの給与予算額は、相当程度これ
でまかなえるのではなからうかといふ
見通しを持つております。法律案の御
審議を願うのでござりますから、万
一足らなかつたらばどうするんだ、こ
ういふお話に對しましては、政府とい
ましては、何とか各省各庁と相談を
いたしまして、それでも足りぬ場合は
流用等の措置を講じて参るといふこと
を申し上げたのが、実は前回給与課長
から御答弁申し上げた趣旨でありませ
う、さういふ御承知をいただきたいと
思ひます。

ておりますからわかりませんが、相当人事院の指定とは違ふ。これはよくわかるのでありますけれども、何と申しまゝか、人事院の資料以上のものをお持ちになつて、そして独自の地域給というものを決定せられておるのではないのであらうと思ふ。大体人事院の資料を尊重せられて、先ほど申しましたように、そこへ実施上の困難を何とか緩和するための御措置をとつておられる、私はこう了解する。従つて今回かりに申しますと、二級なり三級なり引上げられたものについて、それを併合して下さるだけの御資料を単独にお持ちになつておられるわけではないであらう。

○香孫子説明員 ただいまのお言葉の通りでございます。国鉄は国鉄の立場でいろいろ生計費の調査等はやつておりますのですが、人事院の指定に対してこれを併合するといふほどの資料は、別に持つておりません。

○平川委員 大体話がこれできまつたようであります。国鉄当局では何とかしなければならぬといふふうにお考えであるし、それから大蔵省も、配分等については公社の總裁におまかせしてあるのだから、自由にやればよからう、いよく足らないときには何とか措置もするといふ御意見のようでありまして、官房副長官もお見えになつております。これは政治問題になりましては非常に困りますので、そこらのところをひとつあつせんせられまして、うまく早く解決いたしまして、できれば四月には一般の公務員と同じように支給せられるように御促進をお願いしたいのであります。菅野さんの方からちよつと御意見をお聞きしたい。

○菅野政府委員 内閣といたしましては、公務員の給与は、政府機関及び民間給与等の標準といひますか、一つのモデルになるので、その間の調整につきましては、十分御趣旨に沿うように努力いたしたいと思ひます。

○田中委員長 井之口君。

○井之口委員 時間もありませんので、簡単にひとつお尋ねしたいと思ひます。今まで占領軍が雇用しておつた日本の労働者、これの雇用主は日本の政府といふことになつておりますが、事實上はなか／＼これに対していろいろ労働法規が適用もされず、誠意されるような場合でも、これの人事の決定といふものは、みな日本の政府自身が行うのではなくして、事實上雇用しておるところの外国軍隊の指揮官によつてその名簿もつくられる、誠意もされていたような状態でありまして、そこで占領軍のこれらの労働者はこの点を非常に不満に思つて、これに対して労働組合の力によつてどうすることもできぬし、非常に困つていたようでありまして、ところどころ／＼今度は行政協定が結ばれて、建前は日本が独立するといふ建前になるわけでありまして、その建前が實際上においてどうなつて来るか、この点特別調達庁では、どんなふうになるかと行くとお考えになりますか。ちよつとその点を……

○田中委員長 ちよつと井之口さんに申し上げますが、特別調達庁からは見えていないやうです。労働省からは労働基準局長が見えております。

○井之口委員 それならば労働省でもよろしうございませう。

○龍井政府委員 行政協定によりまする従来のいわゆる進駐軍労働者の問題

につきましては、一応行政協定におきましては、これを直用にするか、あるいは現在のやうな間接雇用にするか、どちらにでもできるやうな抽象的な表現でございます。従ひましてこれを今後どういふやうな雇用の形式に持つて行くかといふことは、検討を加へるべき余地があるわけでございます。本筋から申しますと、日本が独立国になりました以上、米駐留軍が直接にこれを雇用する、すなわち雇用主としての責任、あるいは使用主としての責任、すべてその権利義務を米駐留軍が持つていくことが、法律の適用の上におきましては一番すつきりした形であると考えられます。但しこれにつきましても、現在の労働組合等の強い要望もございまして、調達庁を通じて組合からの要望もございまして、われ／＼としまして、そういう方向で今事務的な案を練つておるのでございますが、その際におきまして、ただ従来のやうな占領下におきましますやうな間接雇用と、独立国になりました後の間接雇用と、おのずからそこを違ひなければ意味がないわけでございます。この点でわれわれ事務局としましては、雇用主としての責任、これは中間の調達庁のやうな機関がその責任を負うとしまして、直接の使用主としての責任につきましては、あくまでも米駐留軍がその責任を負うべきであるといふ建前から、検討を加へておるのでございまして、この点は従来の占領地下におきまします間接雇用の結果とは違ひ結果が必ず現われて来るやうにわれ／＼努力しております。

○井之口委員 日本は国際間の紛争を

解決する手段として、戦争に訴えない、軍隊を置かないといふのが、憲法の建前になつておる。でありますから、当然国内においていふ／＼な軍務に服するといふやうなことも、これは日本国民としてあり得べからざるものであると思つてあります。それで国会において、現に存在している警察予備隊が軍隊であるとかないかといふことを、いろいろ／＼聞いておりますが、これを軍隊とすれば憲法違反であつて、国民はもうすでにこれは軍隊だと認識して、これに反対しておるやうな状態でありまして、しかし外国の軍隊が日本に駐屯し、力をもつてこれが駐屯される場合に、依然として占領は継続されるわけですから、そこをどうするか、ここに外国の軍隊が存在する。それに対して日本国民としてこれに雇用されるという直接的な形は、ただ単に法文の上から見ればすつきりするといふやうに仰せられますが、しかし実際上日本国民の全体の利益並びに憲法上の建前から、それが直接雇用されるということは、一体これは憲法にも違反し、かつ日本の国民の全般的利益にも反するといふやうなものではないか。この点を労働省ではどう考えておられますか。

○龍井政府委員 私どもには非常に大きな政治的な御質問でございまして、事務局の私から御答弁するのはいかにかと思ひますが、一応国内法で認められておりますやうな／＼な労働関係の條項に合致しまして、そこに雇用が成立する場合におきましては、われわれといたしましてその雇用そのものについての法律的性格と申しますか、そういうものについては問わない、いやしくも日本の国内法を遵守されまし

た雇用関係でありますれば、それは雇用関係として認めて行くといふ一応の事務的な立場をとつております。

○井之口委員 もし間接的に日本政府が雇用、そしてこれらの軍務の下請に服せしめるといふやうなことが自體であつても、これは将来もしそれが行政協定等によつて合理化され、合法化されて、依然として存続するといふことは、やはり同じやうに日本の憲法に反する。しかもこれは法律上の建前であつて、あなた方はただ法制上取扱つてこればよろしいけれども、いふやうに、今お答えであります。そういう法律の建前を追求して行きおつたならば、日本国民はまた／＼大きな軍国主義的な方面へ引込まれて行つて、結局戦争を強化するところの資料を、こつちから供給しているやうな結果に立ち至るのではないですか。労働省でありますから、労働者全体が日本の新しい憲法の趣旨に従つて、おの／＼その生活が安穩になるということが望ましい、そういう方向へ官庁としては考慮を払わなければならぬ性質のものじやなからうかと思ひますが、それはどうでしよう。

○龍井政府委員 駐留軍に雇用されまゝ、あるいは使用されまゝする労働者は、軍務に服するといふやうに、われ／＼としては考へていないのであります。

○井之口委員 労働には服しないので何に服するといふのですか。

○龍井政府委員 軍務には服さない……

か、どうでしょうか。

○農井政府委員 軍務の範圍によりま
すが、われ／＼が一応常識的に考えて
おります範圍では、軍務ではないとい
うふうで考えております。

○井之口委員 今度の行政協定には、
アメリカの軍隊並びに軍属及び家族が
治外法権に属することに於て来る。
その軍属でさえもやはり軍隊並に取
扱おうとしておるわけですね。日本人
でありながらこうした方に雇用されて、
向うの軍務を援助するということがな
れば、やはりこれは向うの軍隊として
の職務を遂行するためのものになつて
来るのではなからうか、そうでないとい
うならば、一体何をするために向う
に雇われるのか。

○農井政府委員 治外法権というお話
もございましたが、現在の行政協定に
おきましては、日本の国内労働立法
は、全面的に適用になるということが
明らかになつておりました。この点は、
日本のその他の一般の労働者と何らか
わかつたところのない保護が与えられる
ものと私は考えます。

○井之口委員 現任は日本政府が雇用
するといふ形になつております。それ
であつても事實上、日本の労働法規と
いふものは、これらの人たちに適用さ
れておらない。首切の場合だつて日本
政府が首切るわけでもなし、あるいは
給料の引上げ、いろいろ／＼そういうふう
なものに対して、事實上向うの監督に
なつております。それからいろいろ／＼な
干渉が、普通の日本の労働者の官庁並
びに組合における場合よりも、非常に
きつくなつてゐることは事実でありま
す。将来においてもこうした事実は、
やはり継続されるのじやないかと思ひ

ますが、形式上よしそれが日本の組合
法が適用されるようになったとして
も、事實上はまだそうした圧迫が来る
のではなからうか、こう思ひますが、
どうですか。

○農井政府委員 その点は占領下に
おきましても、性質は異つて来るも
のと考えております。と申しますのは
占領下におきましては、占領軍その
ものは、日本の国内法による刑事上の
責任を負わないのであります。ところが
が講和條約が効力いたしますと、た
とえば具体的に申しますと、労働基準
法違反という問題が起つた場合には、
その法律違反の刑事上の責任は、米駐
留軍といへども使用者として、責任を
負うということになつて参ります。す
で、その点は占領下と全然違ふ建前に
なつております。

○田中委員 井之口君にちよつと申
し上げますが、特別調達庁から池田業
務部長がおいでになりましたから御了
承願います。

○井之口委員 それでは特別調達庁に
お尋ねいたしますが、今までこうした
進駐軍に雇用されていた労働者に対す
る費用の支払いは、特別調達庁から出
ていたが、将来特別調達庁は解散して
しまふといふことになつて、この辺の
支払いやらの關係は、日本政府が直接
やるというたゞいまの話ですが、ど
んなふうになるのですか、ちよつとお
聞きたい。

○池田政府委員 今の御質問の、米軍
が直接使いますところの労働者の給料
のことにつきましては、私は担当では
ございませぬけれども、現在までのと
ころでは、調達庁といふものは、講和
條約の発効と同時に、連合国軍といふ

ものがなくなる以上は、その調達事務
をしておりますものについては、一応
解散する、その先のことには、現在まで何
ら調達庁といひましたし、定まつた
ものはございませぬ。ただこれは単なる
実務をいたしておる者といひましたし
ての推測でありまして、講和発効
と同時にすぐこれを切りかえるとい
うことは、相当困難なことだと思われ
ますので、いかなる機構なり、官庁な
り、また米軍が直接にやるといたしま
しても、何らかの具体的なことがきま
りますまでは、円滑に引継げるような
態勢を整へることだけはいたしてお
るでございます。一般の労働者に直接
ではありませんが、一般の調達業務と
いひますか、役務のようなもの、仕事
の關係をいたしましては、間接に日本
人がこの業務に當つておるのがありま
す。いわゆるPD労働者と私どもは呼
んでおるわけですが、この關係におき
ましても、なおどういふような形態で、
これを処理して行くかといふことは、
まだ全然きまつておりません。現在で
はすでに今年度の年度末も来ておりま
すので、あらゆる契約が今年三月末日
をもつて切れることになつておりま
す。四月一日から新しく講和條約が発
効するといふことにかかわらず、どうし
ても継続をしなければならぬだろうと
考えられますところの基礎的な役務、
また需品といふような仕事がございま
す。これは四月一日からいきなり電燈
水道を消すことは、事実上できないと
思ひますので、これに対する人札契約
の準備的な行為は、事実上行つておる
ようであります。これをいかなる形で
実行するかといふことについては、ま
だ何らとりきめなかりきめたものではござ

いせんので、御了承願ひたいと思ひ
ます。

○井之口委員 これらの労働者に対し
て、たとえば直接間接のPD工場なり
なんなり、みな含めてであります。が、
これに対する支払といふものは、こ
れは今度は二十七年年度の予算では防衛
分損金の方から出て行くのですか、ど
うなんでしょうか。

○池田政府委員 さきに申し上げまし
たPD關係の労働者というものは、
は、契約の対象上におきましては仕事
そのものを契約いたしておるのであり
まして、いわゆる役務と申しますか、
PD關係の労働者に関係いたします分
につきましては、どの項目が防衛分損
金で負担するかいふのは一応きまつて
おりますが、大ざつぱに申し上げま
すと、需品、役務、工事等に要しまし
たところのものは、全体の半分を日本
側で負担する。それからどの仕事
は——電氣代はどちらで持つとか持た
ないとかいふことは、具体的にはまだ
私どもも同つておりませんけれども、そ
ういふ全体ひつくるめまして、半分の
ものは日本側で負担するといふことに
同つております。ただ先ほどからお話
が出ておると思ひます労働者の提供に
関する關係の分は、これは全額米軍で
負担をいたしまして、講和発効後にお
きまして、やはりそのことはかわり
ませんで、労働の費用は全部米軍側で
負担する。現在のところは米軍から調
達回轉基金といふものがありまして、
これに繰入れて日本側でこれをやる。
払つたものは必ず一箇月ぐらゐは遅れ
ますけれども、ドルをもつて日本政府
にこれを償還する、こういう建前にな
つております。そのことは講和発効後

においてもかわらない、こう考えてお
ります。

○井之口委員 そうすると直接占領軍
が将来雇う分に対しては向うが払うの
ですから、これの給与の引上げとか何
とかいふものに対しては、まづた向
う相手の交渉になるので、今と同じよ
うな困難性がますます／＼持統されて行く
のじやないでしょうか、どうでしょう

○池田政府委員 形の上におきまして
は、今のように一応費用は米軍が全部
出す。しかし日本政府が一応寄託いた
しまして、日本政府がこれを雇用す
る。そして實際使用するものは向うに使
用させる、こういう建前でありまして、
形の上では現在とはとんとかわらない
かと思ひます。しかし從來とても雇用
のいろいろ／＼な條件につきましては、大
体におきまして軍の方でも当方の労働
關係の給与規定その他を大体守つてく
れて、折衝の過程におきましては、い
ふ／＼困難な問題もあるものでありま
すけれども、少くとも日本政府がその間に介
在し雇用の責任を負つておりますか
ら、その法律を遵法するようには努め
ております。この程度は占領下よりは、
少くとも十分な交渉はできる、
この確信をいたしておる次第でありま
す。

○井之口委員 その交渉がなか／＼困
難性があると言われましたが、もしか
らにその困難性がどうしても克服でき
ないといふような場合においては、い
かなる基準によつて日本政府はこれを
処理されますか。全部そういう場合に
は泣き入りするより道がないものでし
ょうか。向うの言う通りにならなけれ
ばならないか。

○池口政府委員 必ずしもそういうふうには考えておりません。費用を向うからもちろことにつきまして、非常に困難があるというのを申し上げたのであります。従来ともそう泣き入りは、——時期的には多少遅れることがございまして非常に申し訳ないという感じがいたすのであります。必ずしも泣き入りということとやございませぬ。講和発効後におきましては、少くとも従来以上に、十分であるというよりは、楽になる、十分であるというよりは、想像し、確信をいたしておるわけでありませぬ。直接雇用するところの雇用主といふものは、日本政府であります。何らかの万一間違ひがありましてなれば、これは予算上のことになつて参るのではありません。雇用主としての責任は日本政府がどこまでも負わなければならぬのであります。事によりますと、日本政府が米軍からはドルで償還を受けられなくても、自分の方の費用を支出してでも、これに何らかの法律的その他のことでやむを得ない場合には、支払いをしなければならぬということが起り得るという事、覚悟をしなければならぬと思ひます。私どもは今までもそういうことはないのであります。十分今までの以上には、それはできる、こう確信しております。

○井之口委員 非常に実情がよくわかつて参りましたが、そういう場合には、当然日本政府が負担をしなければならぬ。そうすると予算の増額、これはまた国会の承認を得なければならぬというふうな事態も起つて来る。しかるに占領軍は半々持ちで六百五十億からの

予算しか、政府に組んでないというふうなことになる。そこで、向うに負担を負わすか、日本政府がこれに負担するかというふうな非常に緊迫した状態が起つて来ると思ふのであります。そういう状態を予想されますか、どうですか。

○池口政府委員 今の分担金のことにつきましては、六百五十億というのは大体さき申しました半分のものになると思ひますけれども、これをどういうようにやつて行くかというところは、私も直接に當つておるところに、まだ全然示していただいておりませんので、まだ全部さきつていないかと思ひます。ですから、現在その点の詳細なやり方については検討中ではないか、こう存じますので、これに對しては、お答えできないと思ひます。御了承願ひたいと思ひます。

○井之口委員 日本国民を——外国の軍事的な施設並びにその軍隊のいろいろな行動のために、日本の労働者をこれに提供するというふうな事態は、日本の独立にとつて非常に重大な問題であります。そういう場合に、政府が全然日本国民の立場に立つか、あるいは相手方の立場に立つかというふうなことは、日本国民がひとしく注意して見ておるところであります。政府が国民を捨て、相手方との単なる協調というふうなことだけで、そうして軍国主義を援助するかのような行動に出たならば、日本の将来は非常に恐るべきものになると思ふ。同じ日本人でありながら、やがてこの日本人が日本人にビートルを向けなければならぬというふうなことも生じて来ることは明らかであります。われわれはその意味に

おいて、政府はこれらの労働者に対して、あくまでも同じ日本人の立場に立たれんことを希望して、私の質問を終りたいと思ひます。

○今井委員 時間も大分過ぎましたので、できるだけ簡単に伺ひたいと思ひます。

人事院が去る二月十三日の報告の説明におきまして、今回の地域給の指定によつて格上げが約九万、新規につけるものが約二万、合計約十一万になるというふうな説明があつたのであります。が、今回の地域給の改訂をやりますと、五級地、四級地、三級地、二級地、一級地、無級地の公務員の数が約どれくらいになるか、ごく概算でよろしいからわかつておつたら、お知らせ願ひたいと思ひます。

○池口政府委員 公務員の数が現実にはどういふことになるか、あるいは定員上それがどういふふうになつておるかという問題は、これはなかなか把握しにくいのであります。これは時間をいただきまして推計を申し上げるのが適当かと思つております。ただ大ざつぱに申し上げるならば、従来国家公務員として地域給を受けておりました者は、おそらくは全体の七九%くらいに當つておつたであらうと思ひます。今回新たに編入されましたものがございします。——もちろん格上げになつた地域もございします。これは前からもちろつておつたわけではございません。それから、問題になりますところは、非支給地から新たに一級地に上つたところにおきます。公務員の数を、ほぼ推計いたしてみますと八二%程度に當るのではないかと思ひます。その程度の概算はいたしております。それから先

のことになりますと、お時間をいただきまして資料を提出したいと思ひます。

○今井委員 大体各級地における公務員が約何万くらいかというふうなごく概算がわからぬと、予算も何も出ないと思ふのだが、その概算もわからぬのですか。

○池口政府委員 概算をというお話であります。人事院といたしましては予算の詳しいことはわからないのであります。従いましてこういう問題につきましては、ほぼ推計をいたしまして、そして大蔵省の方にお願ひするよりしようがないと思ひます。しかしわれわれといたしましては、概算に使ひした数字は、もちろんございしますが、今手持がございせんので、あとで調べた上で申し上げます。

○今井委員 人事院の方でおわかりにならぬ場合は、内閣あるいは大蔵省として大体そういうものがあるはずだと思ひますが、どういふことになつております。

○東條政府委員 人事院から報告がありまして、それに伴ひまして報告の結果によればどの程度の勤務地率になるであらうか、こういう勤務地率の変更の数字によりまして、人事院と大蔵省との間で、いろいろ相談の結果、いわゆる勤務地率というものを推定いたします。それに伴ひまして、本俸、扶養手当の金額に勤務地率の推定額をかけた、今回の改訂に伴うところの給与の所要額は、この程度になるであらうという推算を申し上げるわけではございません。

○今井委員 そうするとその勤務地率というのはどういふ率になつておりますか。

すか、この点を伺ひたいと思ひます。

○東條政府委員 私どもの推算では、人事院の報告によりますところの所要額を推定いたします。場合の勤務地率は、大体一二・九%見当ではなからうか、かような推算で、ただいまこの法律案に必要な金額の推算を申し上げたわけでありませぬ。

○今井委員 言葉をかえてお尋ねしますが、そうすると今回の地域改訂によつて約七億ほどふえておる。それを加へまして今地域給を全廃してこの経費を均等にしたらば、現在の無級地に比べて平均何パーセントくらい上りますか、これをひとつお聞かせ願ひたい。

○池口政府委員 御質問の趣旨にそのままお答えすることにならぬので、ちよつと違つた角度からお答えすることにしようかと思つております。たとへば現在の非支給地をかりに全部一級地にいたしますならば、国家公務員につきまして年間十億円の増額を必要とするであらうという大体的概算を持つております。また非支給地並びに一級地を全部二級地にいたしますれば、国家公務員につきまして年間約三十億円の金額が必要であらう、こういうふうな考へております。

○今井委員 ただいまの御答弁たいへん参考になつたのですが、この地域給をなくして平均何倍になるかというところは、予算を定員数で割つたらすぐ出て来る問題だと思ひますが、そういうふうな計算はなすつたことではないのですか。

○東條政府委員 どうも給与の専門家でございせんので、私からお答え申し上げるのはいかがかと思ひますが、

今回の人事院の勧告を織り込みました結果の地域給の総額というものは、お話を通るわけですね。それを地域給という概念を払拭して、みんなに平等に頭割で割って計算したらどうかというお話でございしますが、今回七億くらいふえまして所要額が約百三十億見当、それを公務員の総数で割れば、一人当りの割当が出るというお話であれば、お話を通るだと思えます。

○今井委員 そうするとどういう勘定になりますか。御研究になつておると思うのですが……

○東條政府委員 実は大蔵省といたしましては、地域給を全部なくしてしまつて、一人当りでどうなるということまで思い至らなかつたのですから、その計算はいたしておりませんが、百三十億を今すぐの即算で、非常に危険性が伴う数字であります、一応千七百四十億見当だということを申し上げておきますが、責任のある数字ではございません。

○今井委員 そうするとただいまの答弁は、一人当り千七百四十億くらい上る、こういうことになるのですか。

○東條政府委員 今申し上げましたのは、ほぼ月額の数字であると思ひます。

○今井委員 次に今回の地域給の新しき指定及び格上げというものが、地方公務員に直接影響するということは申すまでもないことである。従いまして地方職員として国から助成をしておる職員及び学校の教員というふうなものは新しく地域給をつけるとか、あるいは新しく地域給をつけるとか、そういうものが何名くらいになるか、これを御計算になつておつたら、どなたからでもよろしいから御答弁願ひたい。

○東條政府委員 ただいま手元に人員の数字を持つて参りませんでした、人事院の勧告通りを採用いたしました場合の地方公共団体の給与費のふえする金額は、約七億四角見当であらうというふうな推算をいたしております。

ただこれはあくまでも私どもの推算でありまして、今後の実際の地方公共団体の計数と突き合せてみないと、正確度は問題であります、一応そういう推算をいたしております。

○今井委員 なおその他の果の職員及び市町村の公務員あたりにも、これが関係を持つことは当然であります。そのうするとそれによつて標準財政需要というものが増加して来る結果、やはりこれが平衡交付金に影響を持つて来ると思ひます。従いまして、これらの府県、市町村の職員が格上げまたは新しき指定されることによつて、平衡交付金の方でどのくらい影響を受けて来るか。そういう概算があつたら御答弁を願ひたいと思ひます。

○東條政府委員 先ほどちよつと申し落しまして、はなはだ恐縮でございまして、ただいま申しました七億四角というものは、地方公共団体全職員についての計算であります。これが地方財政、ひいては平衡交付金にどういう影響を及ぼすかというお尋ねであります、今回政府が提案をしておりますところの五十億の増額によりまして千二百五十億の平衡交付金を織り込み、今回の税制改正を織り込み、そういうことで基準財政収入を計算いたしました、片一方におきまして基準財政需要を計算いたしました、地方財政の私どもの見込み、あるいは収支計画と申しますか、そういうものによりまして、この地

域給に伴いますところの七億四角の計数は、十分のみ込み得る数字でありまして、ただいま政府が提案をいたしております五十億の平衡交付金の増額で、十分足りるという見通しを持つております。

○今井委員 そうするとただいまの御答弁は、今回の政府の予算の中には、大体こういうものが平衡交付金として織り込み済みだというふうな考へてよろしいと思ひますか。

○東條政府委員 今井委員は、私どもが平衡交付金の積算の基礎を、地方財政委員会その他で御説明申し上げる趣旨は、内容として御承知いただいております、内容として御承知いただいております、政府の平衡交付金の計算、あるいはそれを基礎といたしました地方財政収支において、政府の計算では地方財政全体として、相当額の黒字が出るという見通しであると思ひます、ただいま申し上げましたように七億四角の数字であるならば、十分まかなつて余りありという趣旨のことを申し上げたわけでありま

○今井委員 地方財政の方は相当これ黒字になるというふうな政府の御答弁を常にいたしておるのでありますけれども、地方からは、これでは何ともしやうて行けぬのだというふうな声、非常に高いことは御承知のことです。それでただいまの御答弁のよう、スムーズに行くのであるならば、何も私はこんな愚問はしないのです。そこに非常な食い違いがある。従つてこれがまた一つの平衡交付金の不足という文句の大きな種になるということは当然のことです。従つて

私はこれをつつ込んでお考えを伺つておるのであります、これは相当問題になると思ひますが、今これをここで議論しなくても、切りがないと思ひますから、私は切つておきます。

次に今回の地域給の改訂につきまして、最も問題になるのは、すでに地域給がつけられておる地域の格上げということにつきましてもいろいろ問題が

ありますが、一応今日まで内閣や人事院において目を通して、ある程度検討されておるといふことが言えるのであります、問題は新しく地域給をつけるところに非常に大きな問題がある。私は今度新しく地域給がつけられる

の地区について、別に文句を申し上げるわけではございません。ところがその周囲から非常な不満が巻き起つて来ておる。今私の手元へも非常にたくさん来ております。これが今回の改訂の一番大きな問題であると思ひます。

そこで新しく無級地を一級地にする場合においては、その従来の無級地のうちで、この新しくつける地域が、どの方面からなされても最も必要だといふはつきりした根拠がなければならぬのです。どこかの府県で、一つの無級地を一級地にする場合においては、それと同等またはそれ以上につけなければならぬという地域がないかどうかというところを相当数多く調べて、絶対間違いがないという線に沿つて、その地域を選定するといふことがなされなければなりません。今回の新しく地域給をつけるその地域以上に必要な場所が残つておつたら、これはたいへんなことです。従つて人事院の方では、この新しく地域給をつけられる際に、それとよく似た、あるいはそれ以上のよ

うなところをどの程度お調べになつたか、この点をひとつ伺ひたい。

○東條政府委員 御指摘の点まことにごもっともである、われ／＼思つておる次第であります。この無級地を新しく一級地として支給するにつきましては、できる限り努力を払つたつもりでありまして、どの程度調べたかといふことでございしますが、これはここで何回も繰返して御説明申し上げておりますように、われ／＼はCPSであるいは特別CPSというものを基礎にいたしまして、これに府県からいただいたりしております順位表というものを当てはめましてきめて行く。これが根本の資料であります。しかしながらそのほか

に各方面から、いろいろの御意見をいただいております。これもあります、また国会方面で実地調査されて、その調査の結果につきまして、われわれ個別に伺つておるといふ事情もございします、また人事院独自で調査したもの、人事院の地方事務所というものがございしますが、人事院がそういう機関を動員して調べたもの等、できる限り正確を期してバランスをとつたつもりでありまして、御趣旨の点はまづたく懸念して作業いたしましたつもりであります。

○今井委員 ただいま御答弁がありましたが、この点ははなはだ疑わしいものがたくさんあるといふことを私は申し上げておきます。もしCPSとかその他の材料があつたら、この地域給の新しい指定または格上げそのものが、人事院あたりの御説明の今日までのCPSの変化、あるいは地理的、経済的な条件の変化、こういうものによつてやつたということになれば、その資料

としても私はこれのほんとうの資料となるものを提供してもらいたいのです。本日いただきましたこの資料は、今回の改訂とはほとんど無関係で、全国三十八のもの、あるものによつては二十八というふうなものであつて、今回の改訂には何ら関係のないような地方ばかりの資料でありまして、今回の地域給の改訂には何ら資料になつておられない。そこでこういう問題をわれ／＼が實際審議して検討していいかどうか。宙で、おおよそこんなことを審議していいのであるか、私は自分の責任から考えて非常に疑問に思ふのです。だからこれはぜひ研究された、そう言うならば、今回の地域給改訂の基礎になる資料というものが与えられる必要があると思ふ。政府の方もいろいろ調査した結果、これを適当と認め、そして法律を出したのでしようが、何を以て適当と認められたか。またこれを検討せられるに於いて、内閣としては相当な材料があると思ふ。そこでひとつ内閣の方からこの点をお聞かせ願いたい。

○菅野政府委員 公務員の給与に関する人事院の意見あるいは勧告につきましては、内閣といたしましては、人事院がすべて法律に基づきまして調査をし、そして内閣の議長及び内閣に勧告をし、あるいは意見を提出する、それに従うのが当然でございまして、この点は今までで一般職の給与に関する法律の審議のときに、何回となく国会の方面から御注意を受けておるところであります。衆議院もその点については御同意になると思ふのであります。ただ予算に非常に関係するものにつきまして、かりに勧告がございしても、これは根本的に検討をしまして、たとえベースの改正等につきましては、内閣といたしましては独自の資料によつて検討する場合もございします。しかしながら今度の地域給の地域区分の変更につきましては、大蔵省の方と相談いたしましたところ、予算のことについても何となく人事院の意見通りになるというふうな確言を得ましたので、この点は調査の確実を信用いたしましたので、一切人事院の意見通りにいたしましたのであります。これは従来から注意され、二箇所でも同じことをする国費の濫費等の点について、しばしば御注意を承つておりますので、それを避ける点におきまして、人事院の意見をそのままのものが一番妥当であるというふうな考えまして、そのまま法律案として提出した次第であります。

○今井委員 内閣の方が人事院の意見を尊重せられるということは、非常にけつこうな建前であると思ひますが、それが守られておらぬことが従来から非常にたくさんある。同時にこの間の政府の提案理由の説明によりますと、右の意見を検討いたしました結果、その内容を適当と認めると、ちやんと書いてあるので、私は慎重な検討が行われているというふうな了解しているものであつて、検討しないでものみにされたとは私は考えておらぬのです。ただいまの答弁には私は少し物足りない点があるが、しかし検討されておらぬものを、今ここで追究してみたいところでは、今ここで追究してみたいところでは、人事院の方もわれ／＼が納得するような資料がありませんし、政府の方もない。ただ常識で、おおよそできめた、こういうふうなふうに言われてもこれはしかたがないし、またわれ／＼が地方へ帰つて聞かれたときに私は答弁できません。事実非常に矛盾があるのです。この点をいかに解決するかという事は、これは大きな問題であります。私はこういうことは人事院の事務当局は、よほど慎重に検討しなければいかぬというところを、相当何回も申し上げた。ところがこんな資料でわかると思ふ。われ／＼国会議員が日本中を歩いて調べるわけに行かぬ。これを一体どう解決したらいいか。私は特に人事委員としてこの点を良心的に非常に心配してゐる。人事院がこれをきめられたときにいろいろ／＼研究されて、そして最後にきめられたものをわれ／＼が検討するのには、やはり検討するところのものがないければ、何もなしで検討せよといつても検討できません。われわれが資料を集めるといつたつてできません。私はこの点について、非常に遺憾なものがある、こう申さざるを得ないと思ふのです。

この問題はこれのくらいにしておきまして、次に今回の地域給の改訂につきましても検討しなければならぬ問題は、この地域給の問題は勤務地主義によるべきか、あるいは現住地主義によるべきか、こういうことは今まで非常に議論せられたところでありまして、いまさら私はこれについて議論をむしろ返さうとは考えません。ところが今回新しく指定されたところの、無級地から一級地になつた所は、ほんとのいなか町みたいな所までそうなつておるので、町でいうならば一町か二町ほどが町の形態をなして、あとは全部普通農村とかかわりがない、こういう所まで範圍が拡められておるので。そこでそこにおられるところの国家公務員だけであるところはよろしいが、これが地方公務員であるところの学校の教員とかというふうなものになつて来ますと、こういう所に勤めておる教員は、ほとんどその町の人ではないのです。全部付近の農村から通つております。従つて家を出て右へ行くか左へ行くかの違い、西へ行くか東へ行くかの違いであります。それによつて差が出て来る。實際その地方の現場へ行つてごらんになれば、そんなことはつきりわかります。私は地方を三十年間まわつておつたもので、そんなことは知り抜いておるわけです。そうすると非常にここに矛盾が出て来る。大きな町であるならば現住地であり、その土地に勤務する、こういうように一致する場合が多いのであるが、こういう小さいところまでやつて来ると、これはまるつきり離反してしまふ。そして学校の教員というふうなことになる。なつて来ると、やはり農村よりは少し町がつかつたところの学校に行きたい。そうすると子供の服装も少しはいい服装をしておつて、教育もしやすいというふうな点があつて、どうしてもそういうところへ行きたがるのです。しかも家に西へ行くか、東へ行くかの違いによつて、そこに五％の地域給がつく、そんなことになりましたら、純朴な農村なんかにおる先生は、悪い人ばかり残ります。これは非常に大きな弊害が伴う。私は今回のこのくらい地域給がふえたことよりは、その弊害の方が何倍か多いということを確信をもつて考えておるのであります。従

つてこういうことはよほどよく考えてもらふねと困る。そこでこの新しい地域給をつけられる場合に、勤務地主義か、あるいは現住地主義か、もし現住地主義であつたら、そういう人は地域給なんかつける必要は絶対ありません。こういう点についてどうしようなお考えを持つておられるか、この点ひとつ伺ひたい。

○藤本政府委員 勤務地主義と居住地主義と申しますか、この問題につきましては、前回の国会におきましても、いろいろ御検討願つた点でございします。われ／＼といたしましては、勤務地主義はこれは勤務地主義によらざるを得ないという結論に達しておるわけでありまして、しかし勤務地主義でやりますと、どうもふ／＼の点もあるという事は、確かにこれは認めざるを得ないのであります。そういう問題につきましては、官署指定の特例といたしまして、勤務地主義と居住地主義の妥協をはかるというふうなことをやつておるわけでありまして、今回の指定におきましても、各県から要望が出ております。ほんとうに生計費の高い地域というものを主眼として、新しく追加指定をいたしましたのであります。やはりこの線におきまして、勤務地主義と居住地主義をとりかえるということも、なか／＼これは全体の体形としてむづかしいことでありますので、従いましてあくまで全体を貫く方針は、勤務地主義ということではいたしておる次第でございします。

○今井委員 こういう地域の指定についての県からの内申というふうな御答弁もあつたのですが、實際人事院が今までおやりになつておつた内容につ

て、私もよく知っております。果の事情もよく知っております。またどの程度お調べになったということも、私の方がよく知っております。従つて私ここで申し上げるならば何ほでもある。私は責任がありますから、十分研究しておるのですが、言いたいことはたくさんあります。しかし、この前にも私がお尋ねしたので、果の職員の報告というものは、果の職員というものを本体にして考える。従つて地方事務所の職員を中心としてやつていくというところは、これは間違ひである。労働組合についても、労働組合の勢力の強い方が強くなつて、その方面がたくさん出る。まじめな、おとなしくして黙つてゐる所がみんな落ちておるのです。そうして今回地域給が発表されたのでは、あんなところがつくな

ら、うちもつけてもらわなくてはならないというやうな、寝てゐる子を起すやうなことが今回たくさん出ております。これは間違ひのないことでありまして。そんなことならこれから陳情に行かなければ損だ。これは陳情を奨励してゐるやうなものだ。この前の御答弁にも、方々からの陳情も請願も考慮してというやうな御答弁があつたのですが、この地域給のために、各地で地域給の対策委員会なるものをつくつて、どん／＼と東京へ出て来る。これがためにどれだけ莫大な経費を使つてゐるかわからぬ。これは実につまらぬことだ。そんなことをさせなくてもいいやうな、ちやんとつばな公平なものが出て来る必要があります。それを今日の人事院がちやんとやる必要がある。案にばかげたことと思う。そうして、できた結果はろくなものができていな

い。何にもなりはしない。私はこういう点はよほど考え直してもらわなければいかぬと考えております。そこでこの前の国会でしたか、地域給は生活給の上から考えたものであつて、漸次この地域給の範囲を狭める考

えであるというふうに、浅井人事院総裁が説明されたと聞いておりますが、その点から考へて、今回の地域給は範囲を狭めるよりは、むしろそれが広くなつて来てゐる、反対の方向を向いておると思ふのです。従つてこの次には一体どういう手を打たれる考へであるか、範囲をうんと広めておいて、そうしてそこでこれをさあつと整理する考へを持つておられるのか、またもつと範囲を狭めて行くか、その考へを持つておいでになるのか、その考へ方をここで伺つておきたい。

なものにつぎまして、研究を進めておる次第でございます。

○今井委員 私はいろ／＼質疑をしたい点は切りがないほどあるわけですが、しかしただいまのところこれだけの資料では、何も根拠がない。従つてここで一応常識論を申し上げるよりほかにしかたがない。そこで私は、もう少し詳しいところの、われ／＼の審議するに足るところの資料が提出されることを希望いたします。もし出されぬ場合においては、もう少し待つて、私が知つてゐる範囲でお伺ひしてみたいと思ひますが、きようはもう時間も一時になりましたから、本日のところはこれで終ります。

○田中委員長 本日の会議はこの程度にとどまして、次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十七分散会

い。何にもなりはしない。私はこういう点はよほど考え直してもらわなければいかぬと考えております。そこでこの前の国会でしたか、地域給は生活給の上から考えたものであつて、漸次この地域給の範囲を狭める考へであるというふうに、浅井人事院総裁が説明されたと聞いておりますが、その点から考へて、今回の地域給は範囲を狭めるよりは、むしろそれが広くなつて来てゐる、反対の方向を向いておると思ふのです。従つてこの次には一体どういう手を打たれる考へであるか、範囲をうんと広めておいて、そうしてそこでこれをさあつと整理する考へを持つておられるのか、またもつと範囲を狭めて行くか、その考へを持つておいでになるのか、その考へ方をここで伺つておきたい。

○瀧本政府委員 地域給を考へまする際には、これは各地の実質賃金をひとしくするという生活給的なものの考へ方が根本になつております。従いまして統計等に現れて参りますところによりまして、相当地域差があるという現実の状況があるならば、これを無視して、これをうんと縮めて行くということは、むしろかしいだらうというふうな考へております。しかし最近われわれが見ております統計によりまして、やはり方向としては漸次地域差といふものは――あまり極端ではございませんが、漸減する方向に参つておるやうに、統計を見ております。従いましてわれ／＼は、そういう事実の基礎に従いまして、今後はこの地域給の範囲を漸次狭めて行くという方向をやる必要がある。目下そういう観点から、さらに将来の地域給のありかたというやう

昭和二十七年三月七日印刷

昭和二十七年三月八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所